

産業廃棄物の積替保管施設

2019年7月1日現在

	所在地	面積	積替え保管を行う産業廃棄物の種類	積替え保管のための保管上限	備考
1	愛知県名古屋市港区 十一屋二丁目 170 番、 173 番 1	20.51 m ²	汚泥（水銀含有ばいじん等を除く）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	36.12 m ³ （高さ：4.0m）	<ul style="list-style-type: none">・建屋内にて保管・床面はコンクリート舗装・適宜保管容器を使用・水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯）は、他のものと混合することがないように、専用のケースに入れて区分して保管する。
2	愛知県名古屋市港区 十一屋二丁目 173 番 1	6.3 m ²	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ	1.8 m ³ （高さ：0.99m）	<ul style="list-style-type: none">・建屋内にて保管・床面はコンクリート舗装・適宜保管容器を使用・保管容器の下に、漏液対策用鉄箱（防液堤用途）を使用